

「東京都消費生活基本計画及び東京都消費者教育推進計画の改定について  
中間のまとめ」への意見

2016年12月19日  
東京都生活協同組合連合会  
専務理事 竹内 誠

日頃より当会の活動に様々なご指導、ご援助をいただき、誠にありがとうございます。

私ども東京都生活協同組合連合会では、東京消費者団体連絡センターと共同で、平成22年より東京の53区市町村への消費者行政調査活動を行っており、今年で7年目を迎えております。この活動は、生協・消費者団体と区市町村の消費者行政との連携を深め、消費者行政の充実を目指すものです。具体的には、53区市町村への「消費者行政アンケート調査」を実施し、その内容を踏まえて生協組合員や消費者団体と53区市町村を訪問し、区市町村の消費者行政担当者と懇談を行っております。

標記「中間のまとめ」につきまして、この活動からうかがえる状況をもとに、以下の意見を提出いたします。

1. 「第2章 2 消費者を取り巻く環境の変化」(P5)の「(2)人口構造の変化」のところで、「それまでに高齢者等の消費者被害を防止する見守りネットワークの構築等の体制整備が必要である。」とされておりますが、まさしくこのことは重要な課題であると考えています。そして実際に東京都では「高齢者の消費者被害防止ネットワーク構築支援補助」が行われています。しかし、前述いたしました私どもの調査(2016年度区市町村消費者行政アンケート)では、この制度の利用が少ないことが分かりました。東京都として、せつかくの制度がより活用されるよう区市町村とのコミュニケーションの強化を図り、「高齢者の消費者被害防止ネットワーク」への共通認識を深めるとともに、制度の内容等を改善することなども含めて「高齢者の消費者被害防止ネットワーク」の構築に向けて一層尽力されるよう求めます。あわせて、東京の生協は都内区市町村との間で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指して高齢者等の見守り協定の締結を進めており、すでに49の自治体で同様の協定が締結されています。こうした見守りネットワークと連携・協同した消費者被害防止の取り組みがすすむよう要望します。

2. 「第2章 4 消費者教育」P10～では、「消費者教育を受けた経験」がない人が「全体の83%」で、「消費者教育を受けた経験がある割合は、20代が18.8%と一番高く・・・」、「学校で消費者教育を受けたと答えた人の割合が高く」とされ、「消費者教育を行う場として重要だと思うもの」は「小中学校、高等学校」と「家庭」の割合が高いとされています。前述の私どもの調査でも、多くの区市町村が学校教育現場での消費者教育に取り組んでいると答えていますが、なかなか教育委員会との連携が取れず、苦勞している様子がうかがえます。同調査の「消費者教育を進めるにあたって国や都への要望」についても、「教育委員会との連携に係る調整」の要望が多く出されています。東京都として、区市町村の学校教育現場での消費者教育推進に関して教育委員会との連携などについて積極的に役割を発揮されるよう求めます。

3. 「第5章 5 消費者被害の救済の充実 (1) 相談体制の充実」(P 25) のところでは、「区市町村の消費生活相談窓口への更なる支援を行っていく必要がある。」とされています。この点につきましても、前述の調査では、「消費生活の安定と向上を図る様々な施策について連携強化や恒久的な財政支援」、「消費者行政予算への援助の継続」、「啓発資料やグッズの一括作成と配布」、「新規相談員の人材確保のための支援」、「情報共有の充実、迅速な情報提供」など様々な要望があることが分かりました。東京都として区市町村の要望を積極的にくみ上げ、充実した支援を進めていくよう求めます。

以 上